様式第十五の三を次のように改める。

様式第十五の三（少数特例表示）（第二十条第一項第二号ロ関係）

備考

⑴　少数特例表示には、図示の例により、当該表示を付することができる少数生産車が同等の排出ガス性能を有する型式届出特定特殊自動車が適合する特定特殊自動車技術基準及び当該型式届出特定特殊自動車に係る型式指定特定原動機が適合する特定原動機技術基準の適用開始時期に応じて主務大臣が告示で定める年を表示するものとする。

⑵　文字の書体は、ゴシックとする。

⑶　「軽油」、「少数特例」、「基準同等」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに⑴の告示で定める年並びに縁の色彩は白色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は淡い青色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は濃い青色とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五号

安全基準適合車両の運送路線運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省令第五号

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両法第四十一条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国土交通省
環境省
経済産業省
告示第一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第二条第一項、第四条、第十一条第一項第二号、第十六条第一項第二号、第十八条第一項第二号及び第二十条第一項第二号ロの規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

環境大臣　石原　伸晃
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　稲田　朋美
国土交通大臣　太田　昭宏

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成十八年三月環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二　法第６条第３項の規定による判定を行う場合及び同条第５項の規定による取消しの判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、完成検査の際、当該特定原動機をディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。以下この号及び第四号イにおいて同じ。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値及び細目告示別添43に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びこれと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.03
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.025
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	5.0	0.19	0.4	0.02
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	5.0	0.19	0.4	0.02
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	3.5	0.19	0.4	0.02